

## 避難場所広告付看板に関する協定

石狩市を「甲」とし、北電興業株式会社を「乙」として、甲と乙との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、石狩市における避難場所広告付看板（以下「看板」という）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

**第2条** 看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所を周知すること及び平時からの防災意識を啓発することを趣旨とする。

(定義)

**第3条** この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難場所広告付看板 乙の実施している広告事業のうち北電電柱への巻付看板に、民間企業などの広告と併せて災害時の避難場所を記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業をいう。
- (3) 北電電柱 北海道電力株式会社が所有する電柱をいう。

(甲の義務)

**第4条** 甲は、看板の掲出のために必要な情報を、乙に提供しなければならない。

(乙の義務)

**第5条** 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行しなければならない。

- (1) この協定の趣旨にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 掲出された看板の維持管理および住民からの申し出などに対する対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況につき、甲の求める場合に、報告を行うこと。
- (4) 看板の掲出については、法令などを遵守し控除良俗に反しないこと。

(経費など)

**第6条** 看板の掲出にあたり必要な一切の経費などは、乙及び広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

(細目)

**第7条** この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

**第9条** この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙とは、本協定書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成17年6月23日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡克介

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地  
北電興業株式会社

取締役社長 安田 稔

## 避難場所広告付看板に関する協定実施細目

(趣旨など)

**第1条** この実施細目は、避難場所広告付看板に関する協定（以下「協定」という）第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

**2** この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(看板の仕様)

**第2条** 協定第3条第1項第1号に規定する看板の使用については、別紙1のとおりとする。

(避難場所の記載)

**第3条** 協定第3条第1項第1号に規定する避難場所の記載については、次に掲げるとおりとする。

(1) 看板に記載する避難場所は、設置箇所から最も近い距離の避難場所を掲出することとする。但し、地域の状況及び河川・道路名などの事情によりこれにより難しい場合には、甲乙協議の上、決定するものとする。

(2) 避難場所の変更などで看板の表示に訂正が生じた場合には、直ちに修正を行うものとする。

(広告の選定など)

**第4条** 協定第3条第1項第1号に規定する看板の広告は、法令及び別紙2の広報いしかりに記載できない広告の基準に適合するものを、乙が責任をもって選定を行うものとする。

(情報の提供)

**第5条** 協定第4条に規定する看板の掲出のための必要な情報は、石狩市の避難場所とする。

(報告)

**第6条** 協定第5条第3号に規定する報告は、毎年4月1日現在のものについて行うものとする。

(有効期間)

**第7条** この協定細目は、協定細目締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定細目終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙とは、本協定細目書を二通作成し、それぞれ記名押印の上、その一通を保有する。

平成17年6月23日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 田岡克介

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地  
北電興業株式会社

取締役社長 安田稔

30cm



**避難所**

この地域は  
〇〇小学校

80cm

150cm

**提供**

〇〇  
**商店**

70cm

000-0000

ここは

〇〇町5-12

〇〇小学校、〇〇商店、〇〇町は例記です。

## 広報いしかりに掲載できない広告の基準

『石狩市有料広告掲出の取扱いに関する運用基準』に準ずる

- (1) 意見広告
- (2) 政党・政治団体の広告及び選挙関連の広告
- (3) 個人、法人の名刺広告
- (4) スポンサー代表者などの写真入り広告
- (5) 人事募集、会員募集などの広告
- (6) 貸金などいわゆるサラリーマン金融に関する広告
- (7) クレジットについては、銀行・信用金庫系、信販系、流通系に限り掲載可とする。  
ただし、その場合も、キャッシングローンの広告は不可とする。
- (8) 商品先物取引に関する広告
- (9) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法その他これらに類する方法で販売されたことのある商品などの広告
- (10) 社団法人北海道消費者協会などの公的機関に苦情があり、紛争となっていたり、マスコミなどで問題となっていたりする広告
- (11) 医療法、医師法、薬事法、医薬品等適正広告基準などの法令に抵触する広告
- (12) 風俗営業法等の規制及び適正化等に関する法律に定める営業広告。ただし、もっぱら飲食を主体とする食堂、レストランなどは掲載可。
- (13) 不動産取引広告については、公的機関、証券取引所への情報企業及びグループ、またはこれに準ずると認められる企業で市内での実績と信用力のあるものに限り掲載可とする。ただし、その場合も、不動産の表示に関する公正競争規約などの法令に抵触する広告は不可とする。
- (14) 当該冊子の品性を害するおそれがあるような表現や内容が掲載に相応しくない広告
- (15) 特定の業者に不利益を与える広告
- (16) 布教等の宗教活動の広告